

大阪市告示第545号

住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第5条第2項において準用する同条第1項の規定により事業計画を変更したので、同法第8条第3項において準用する同条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和7年4月14日

大阪市長 横山英幸

- 1 住宅地区改良事業の名称
生野東第2住宅地区改良事業
- 2 事業計画の決定年月日
平成10年8月26日
- 3 事業計画の変更年月日
令和7年3月31日

（都市整備局市街地整備部生野南部事務所）